

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - (遺伝子組換え実験宿主)大腸菌輸入時の届出の見直し要望	1
2 - 日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること	1
3 - タバコの特定小売販売業における「施設内に喫煙設備を設けること。」の条件は廃止・撤廃すべき	2
4 - 外国人技能実習制度における実習生の一時帰国等の許可について	2
5 - 外国人技能実習制度に関して複数の実習実施機関での実習の許可等	3
6 - 外国人技能実習制度における地方自治体の参画について	3
7 - 指定自動車教習所における学科教習の免除に関する規制緩和の要望	4
8 - 銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制の緩和	4
9 - 二輪車(原付2種)免許取得の規制緩和について	5
10 - 燃料電池自動車の車検と容器再検査の合理化	5
11 - 高圧ガスを燃料とする自動車の高圧容器については、高圧ガス保安法を除外し、道路運送車両法で運用する	6
12 - 飲酒許可年齢の引き下げについて	6
13 - ミニカー登録によるATV(全地形対応車)の規制と緩和	7
14 - 理美容業の在り方に係る規制の見直しに関して	7

15 -	動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和等	8
16 -	投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正	9
17 -	運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、不動産信託受益権の売買を追加された	10
	い		

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 1月28日	27年 2月16日	(遺伝子組換え実験宿主)大腸菌輸入時の届出の見直し要望	<p>家畜伝染予防法第三十六条の二第二項に基づくエシェリキア・コリの輸入時の届出について要望をするもの。</p> <p>【要望内容】病原性のある「E.coli」の届出について (遺伝子組換え実験宿主)大腸菌「B株、K12株及びそれらの由来株」については、品名に由来系統名を明記することにより、家伝法第三十六条の二第二項の輸入届出病原体に含めないこととされたい。 (理由)E.coli B株、K12株及びそれらの由来株については、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)研究開発二種省令(文科省)、産業利用二種省令「第三条別表第一号(農林水産大臣他4省大臣が定めるもの)」において安全性の確認されたものとしてリスト化され告示されている。一方で輸入時には、家伝法による事前の届出病原体として通関時に確認通知書の提示が求められることから、現場で混乱を来すケースが多い。科学的にK-12株、B株及びそれらの由来株とO-157株や出血性大腸炎起因株等の病原性株とは、全ゲノム配列の比較により、病原性遺伝子の有無や染色体サイズの異なること等が既に明らかにされている。輸入する大腸菌の大半は遺伝子組換え生物等であるが、挿入遺伝子が病原性を宿主大腸菌に付与するか否かについては、カルタヘナ法に基づき情報提供を受けて事前に各機関の安全委員会にて確認されている。通関審査において、遺伝子組換え実験宿主大腸菌(E.coli)と病原性株とは、B株或いはK12株由来を示す系統名の明記により区別可能であると考えられる。以上により、家伝法の法益を確保しつつ、我国と国際機関相互による遺伝子研究の一層の振興を図るため輸出入手続きの簡素化を目指し、大腸菌「B株、K12株及びそれらの由来株」については、輸入届出病原体に含めないことを要望する。</p>	日本製薬工業協会	農林水産省
2	27年 5月18日	27年 6月17日	日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること	<p>【要望内容】 訪日ビザ発給要件の緩和</p> <p>【理由】 日本への投資が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、訪日プロモーション重点市場に追加され、日本への投資が期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン等に対する、さらなる要件緩和が必要である。今年12月に経済共同体の構築が予定されているASEANのミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。</p>	日本商工会議所	法外警務務察省省庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
3	27年 5月21日	27年 6月17日	タバコの特定小売販売業における「施設内に喫煙設備を設けること。」の条件は廃止・撤廃すべき	<p>「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」における、タバコの特定小売販売業及び出張販売における「施設内に喫煙設備を設けること。」の条件を廃止・撤廃すべき</p> <p>1.健康増進法第25条の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」で、「受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。」とされている。さらに2010年7月の通知でも「施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて 健康増進法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされている。この点についても、ご配慮頂きたい。」とされている。</p> <p>2.また、タバコ規制枠組条約第8条の受動喫煙の危害防止のガイドラインに明記されているように「100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。」で、喫煙設備からは煙は必ず漏れる。</p> <p>3.しかるに上記要領では「特定小売販売業」の劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗、駅、事務所その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所や、「出張販売」の許可の条件に、「施設内に喫煙設備を設けること。」とされている。</p> <p>4.この条件は、施設管理者に喫煙施設を義務付けることになっていて1項の健康増進法と健康局長通知に反するし、「喫煙施設」には何の定めも無く、オープン式の喫煙施設でも構わない訳で、同じ施設を利用する非喫煙者に受動喫煙の危害を与えることになるので、これをタバコ販売の許可条件とすべきではない。</p> <p>5.現に、この要領の 第2章第四2の ?許可の条件の特例 にあるように、健康増進法の施行以前に販売許可を受け、「受動喫煙防止等の観点から喫煙設備を撤去した場合、(当分の間)設備を設けなくても良い」との特例が認められていることから、この実績からしても、この「当分の間」を削除し、かつ「施設内に喫煙設備を設けること。」そのものをタバコ販売の許可条件から外し、廃止・撤廃とすべきです。</p>	子ども(一社)環境日本禁煙推進学協会	財務省
4	27年 6月5日	27年 6月17日	外国人技能実習制度における実習生の一時帰国等の許可について	<p>外国人技能実習制度について、技能実習第一号から第二号への変更時の一時帰国許可又は第二号へ変更後の再入国が可能となるよう制度改正をお願いしたい。</p> <p>当村では、「技能実習第1号」の在留資格に基づいて実習生を受け入れている。他方で、本村での営農形態の特殊性上、技能実習が夏季半年間に限られていることから、連続して実習を実施することが困難であり技能実習第二号への変更ができず、実習生がそ菜生産技術の更なる向上を目指し、高度な実習を受講することができない状態である。また、実習実施機関である農家においても、実習実施を盛り込んだ営農計画をたてるも、実習生の入国が不安定になれば、急遽営農計画を変更せざるを得ず、本来の野菜生産自体が不安定となっている。</p> <p>技能実習制度は、原則一年間の実習を受講しなければ、技能実習第2号に昇格し、高度実習に移行できない。また、1号と2号の期間が連続している必要がある。これは、通年を通して操業可能な、製造業等では対応できるが、通年作業がない農業では困難である。このため、実習生の一時帰国を認め、第1号から第2号に昇格する際の要件を実習が1年未満でも可能、また、期間が連続しなくても可能とするよう制度の変更を要望するものである。</p>	長野県川上村	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 6月5日	27年 6月17日	外国人技能実習制度に関して複数の実習実施機関での実習の許可等	外国人技能実習制度について、技能実習期間中の実習実施機関の変更又は複数の実習機関共同での実習実施が可能となるよう制度改正をお願いしたい。 当村では、各農家が実習実施機関として技能実習生を受け入れているが、実習実施機関が一経営体毎に限られており、複数の実習実施機関等での複層的研修が不可能となっている。各農家は経営規模、経営手法、生産手法が異なるため、より高度な技能を習得するためには、複数の経営体での複層的実習が必須である。また、当村では、作業が夏季半年間に限定されていることもあり、同じ野菜栽培を実施している全国の生産地域での複層的実習を可能とすることによって、習得技能の更なる向上が期待でき、また、生産地間の供給のバランス等、生産技術以外の流通小売り技術の習得にも繋がり、技能実習制度の本旨をくむものである。 これらのことから、複数の実習機関で共同で実習ができるよう要望するものである。	長野県川上村	厚生労働省
6	27年 6月5日	27年 6月17日	外国人技能実習制度における地方自治体の参画について	外国人技能実習制度では、講習の実施、申請書の作成等を行う受入機関が必要であるが、現行制度上、地方自治体等の参画はできない。そのため、各農家が大小の民間事業者を受入機関として委託している状況であるが、民間事業者の一部には、実習生の受入事務に不慣れな業者や、トラブルを抱える業者等もあり、安定的かつ友好的な実習生の受入のためには、公的機関の関与が必要不可欠である。地方自治体の受入事務への関与は、従前法律上も認められていたが、制度が研修制度から技能実習制度へと改正された際に、不可能となった。これらのことから、技能実習制度の受入事務に関して、地方自治体も受入機関として活動できるよう制度の改善をお願いしたい。	長野県川上村	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	27年 6月8日	27年 6月17日	指定自動車教習所における学科教習の免除に関する規制緩和の要望	<p>現在、自動車の運転免許を取得するには、指定自動車教習所において学科教習及び技能教習を受けて卒業試験に合格し取得する方法と、運転免許試験場で学科試験及び技能試験に合格して取得する方法の2種類あるかと思えます。</p> <p>私は今、子供に二輪の免許を取得させようと思い、とりあえず、運転免許試験場での試験に挑戦させようと考えています。</p> <p>私は職業運転手ですし、道路交通法にはかなり詳しいので、教習所以上に学科内容を子供に教えて子供は学科試験には合格するだろうと考えています。</p> <p>ところが、運転免許試験場で学科試験に合格したものの、もし、技能試験の方になかなか合格できない場合、あらためて指定自動車教習所に通わすことになるかもしれません。</p> <p>運転免許試験場における学科試験に合格済みであれば、あらためて指定自動車教習所において学科教習を受ける必要はなく、そのぶん時間的、経済的節約ができるのではと考えましたが、教習所および教習所連合会に問い合わせると、現在の法令のもとでは、そのように学科授業を免除した教習そのものを認めていないとのことでした。そのような場合、たとえば、二輪免許ならば、26時間もの学科教習を受講せねばならず、時間的経済的ロスは多大なものです。</p> <p>指定自動車教習所を経ずして運転免許を取得した人たちは、教習所の学科教習をもちろん経ずして免許を取得し運転しているわけですから、運転免許試験場における学科試験に合格済みの者に対してまで、教習所の学科教習を抱き合わせて義務化すべきではないと考えます。</p>	個人	警察庁
8	27年 6月16日	27年 7月27日	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制の緩和	<p>銀行代理店制度の見直しにより「幅広い形態の銀行代理業の参入」と、「代理店の有する幅広い顧客ネットワークを新たな顧客層の掘り起こしのためのツールとして利用することが可能になることが期待されたが(平成17年10月18日衆議院財務金融委員会(伊藤金融担当大臣発言))、銀行代理店(銀行代理業者)は兼業業務上知り得た公表されていない情報(非公開情報)を事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用してはならないことから(非公開情報保護措置)、その顧客ネットワークを十分に活用できない状況となっている(例えば、銀行代理業者が有する顧客の資産に関する情報やそれまでの取引状況等を利用して預金等の勧誘のために顧客のリストアップを行うことができない)。それまで行ってきた兼業業務に関する情報を知らなかったことにより銀行代理業務等を行うということは、顧客対応の一貫性から好ましいものとは思えず、また、顧客が自己に合った商品の情報を知る機会を逸することにも繋がっている。</p> <p>なお、規制改革ホットライン「検討要請に対する所管省庁からの回答」(平成26年度金融庁)の818011番では、「『銀行代理業務において』取得した顧客に関する非公開情報の利用を顧客の事前同意無しに自由に認めることは、顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難であると考えます」との検討結果が示されているが、これは銀行法施行規則34条の48第1項を前提にしたものであると推察される</p> <p>ところ、弊社が提案する内容は同2項についての規制緩和である。</p> <p>全国銀行協会の「銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果報告書」の24頁以下では、非公開情報保護措置について不便だと感じる顧客の方が不便だと感じない顧客より多いという結果が示されており、銀行代理業者において、個人情報の利用目的として「提携会社等の商品の勧誘や販売」を公表していれば、顧客にとって不意打ちにもならず非公開情報保護措置をあえて設けずとも顧客保護に欠けることはない。</p> <p>むしろ顧客にとって不便である非公開情報保護措置を緩和することが、顧客対応の一貫性や顧客に対して多様で良質な商品を提供することにも繋がり、前述の銀行代理店制度見直しの趣旨にも適うものと考えられる。</p>	(株)大和ネクスト銀行	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	27年 6月17日	27年 7月27日	二輪車(原付2種)免許取得の規制緩和について	<p>二輪車は原動機付自転車と自動二輪車の総称である。この二輪車は農山漁村地域における主要な移動手段として成長し、誰でも手軽に乗れ利便性と燃費効率に優れた乗り物として都市部でも盛んに利用されてきた。その二輪車の内需が近年大幅に落ち込んできていると聞いている。その要因は人口減と高齢化による需要層の減少と購買層の利用交通手段が「二輪車 四輪車」へ移行してきている事の様であります。</p> <p>一方、CO2削減対策や大地震などの災害時の交通手段を考えた時、走行空間や駐車空間の占有率が四輪に比べて著しく小さく、燃費がよく環境に優しい二輪車を有効活用することを国策として考える必要があります。現在、二輪車を利用するには運転免許の取得が義務付けられておりますが区分が多く、また、取得のためには多額の費用が掛かります。二輪車の購入動機としては「燃費のよさ」と「維持費の安さ」が大半を占めているようで、すなわち二輪車の環境性と経済性の高さを意味します。特に「原付1種」「原付2種」に区分されている排気量50cc～125ccのクラスが特に経済性に優れていると言われております。さらに実際の運行時の機動性においては「原付2種」が最良と言われる。</p> <p>今後の交通社会にこそ有効な交通手段といえる「原付2種」の利用促進を図っていくためには、走行空間、駐車場所の整備など利用しやすくするための環境整備とともに、それを利用するための資格(すなわち運転免許)が比較的容易に取得できることが必要である。そこで提案させていただきます。</p> <p>(案1)「原付2種」免許取得の為の教習所での技能教習時間を現在の半分にする。 (案2)「原付2種」免許取得の為の教習所での技能教習を廃止して3日間程度の実技講習にする。 (案3)「普通自動車」免許取得後10年経過者には最寄りの運転試験所や警察所での特別講習の受講により「原付2種」免許を付与する。</p> <p>大地震や台風・水害などで道路事情が悪い時でも二輪車は運行が可能です。これらを有効活用するためにもご検討をお願いします。</p>	個人	警察庁
10	27年 6月17日	27年 7月27日	燃料電池自動車の車検と容器再検査の合理化	<p>燃料電池自動車は、車両の種類により検査期間は異なるが、一般の車両と同様に、道路運送車両法により運輸局の検査場や一般の指定整備工場等で継続検査が行われることとなる。</p> <p>一方で、燃料電池自動車には高压容器が搭載されており、高压ガス保安法により、一定期間ごとに容器再検査を受ける必要がある。容器再検査の検査期間は、車両によらず、容器製造後、初回は4年以内、以降は2年2か月ごとに都道府県に登録された容器検査所で容器再検査を受けることとなる。</p> <p>したがって、同一の期間毎に同一の場所で検査を行う制度となっていない。理論的には、指定整備工場が容器検査所の登録を行ったり、容器再検査を前倒しで行うことにより、同一の期間毎に同一の場所で検査を行うことは可能であり、かつての天然ガス自動車に関する規制改革要望でもその旨の回答が記載されている。</p> <p>しかしながら、同一の期間毎に同一の場所で両検査を行うことが可能というだけでは不十分であり、必ず同一の期間毎に同一の場所で両検査を行うことが、車両の安全性を担保する上で重要である。</p> <p>一般の国民は容器再検査は馴染みが薄く、道路運送車両法の継続検査のみ受検すれば、十分と理解していると思われる。</p> <p>容器再検査の受検を忘れてたり、容器再検査の検査期間が過ぎているにも関わらず継続検査を合格としたり、検査切れ容器に充填所で水素ガスを充填するなど、安全上、懸念される事項が多数存在すると思われる。</p> <p>韓国では容器再検査を行っていなかったために走行中のバスの容器破裂事故が発生し、この事故がきっかけで容器再検査の制度が見直されています。</p> <p>また、同様の制度となっているLPG自動車やCNG自動車は、普及台数も限られており、タクシーや宅配便などのトラックやバスなど、特定のユーザーに限定されており、限られたユーザーに周知すれば、運用可能であったと思われるが、今後ますます増加する燃料電池自動車の場合、一般のユーザー、一般の自動車整備工場等が対象となる。したがって、車両の継続検査と容器再検査を同一の期間で同一の場所で実施することは非常に重要なことであり、韓国のように事故が起こった後に制度を見直しては普及に大きく影響すると考えられます。</p> <p>本項目は規制緩和ではなく、規制強化ともみられますが、ユーザーの保護を考えれば、必要な規制改革と思われます。</p>	個人	国 経 土 済 交 産 通 業 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	27年 6月17日	27年 7月27日	高圧ガスを燃料とする自動車の高圧容器については、高圧ガス保安法を除外し、道路運送車両法で運用する	<p>燃料電池自動車、天然ガス自動車、LPG自動車などの高圧ガスを燃料とする自動車は高圧ガス保安法の燃料装置用容器(容器)を搭載している 車両は国土交通省が所管する道路運送車両法の保安基準、容器は経済産業省が所管する高圧ガス保安法の容器保安規則と別々の省庁が別々の法律を適用しており車両の継続検査(車検)や容器の容器再検査等、別々の制度で運用されている そのため、両検査は別々の期間、別々の場所で実施せざるを得ない場合がある 一般のユーザーに馴染みの薄い容器再検査が実施されずに車両の運行が継続されたり、充填所で容器検査切れの容器に燃料充填が行われたり、容器再検査を実施しないまま車検が行われ、保安基準適合証の発行が行われる可能性があり、いずれも法律違反を犯す行為であり、安全性に著しい不安が発生する可能性のある運用制度となっている 海外の先進国では、このように2つの法律で管理している国はなく、車両の法律に一本化されている。韓国では日本同様に別々の法律で運用していたが、走行中の天然ガスバスの容器破裂事故により、国土海洋部が検査する制度に運用の一本化が行われました 法律を一本化すれば、車検と容器再検査が必ず同一日に同一場所で実施されることとなります。現在の検査制度では、車検では、容器取付部分の緩みや損傷の点検、燃料配管等の漏れ検査等、容器以外の検査を行っています。容器再検査では、容器表面の傷や凹みや損傷、容器の口金付近の漏れ検査等、容器のみの検査を行っています。これらの検査は非常に似通った検査内容であり、別々に検査を実施するのは、非合理的であり、同時に両検査を実施することが安全性、経済性、ユーザーの利便性、車の普及阻害要因の排除という意味で非常に重要である 今後、EUとの相互承認制度の導入やWVTAの批准を目指す上でも別々の法律で運用するのではなく、道路運送車両法で運用することが、国際基準との整合を実現する上でも必要であると思われます。 最後に自動車以外の乗り物(航空機、船舶、鉄道)はすべて、高圧ガス保安法の適用が除外されていることを考えれば、自動車についても道路運送車両法を適用除外しても大きな問題があるとは思われません 自動車工業会からも同様の要望により両法律のパッケージ化が検討されているようであるが、パッケージ化の意味が不明であり、具体的な方向性は示されていない</p>	個人	経済産業省 国土交通省
12	27年 6月19日	27年 7月27日	飲酒許可年齢の引き下げについて	<p>高校を卒業した若者の飲酒は以前よりあるのが現状だと思います。20歳未満の飲酒禁止は実際には有名無形化してませんか？もちろん、堂々と飲酒するのは法律違反でふから、憚れますが、大学入学後の歓迎会、就職先での付き合いなどでは飲酒は無いと言い切れませんか？声を大にして20歳未満でも飲んでる若者がいるとは言えないでしょうか、飲んでる現状を認識すべきではないでしょうか？現状に合わせれば18歳の誕生日を迎えた翌4月1日を過ぎた日からの許可こそが世間の肌感覚と合うのではないですか？歓迎会や飲み会の席で呑みたい人が呑める環境を整えることで、外食産業、飲料産業の活性化にもつながると思います。グローバルな視点から見ても、18歳は決して早いとは言えません。人種の違いはあれど、むしろ健康上の理由を考えると、禁止されてる世界で生活を営んでも関わらず、ある日突然の飲酒による急性中毒の問題もあります。現状でも未成年の急性アルコール中毒で倒れる数は少なくないでしょう。これは法律違反である中での飲酒にも一因があるのではないのでしょうか。また、高校生以下の飲酒に関してはこれまで以上の厳罰化を、周りの18歳以上の人間も含めて検討すべきだとも思います。産業界にも、大学生生活、高卒就職者のコミュニティー形成にも規制緩和での効果は大変大きいと思われます。是非ご検討ください。</p>	個人	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	27年 6月25日	27年 7月27日	ミニカー登録によるATV(全地形対応車)の規制と緩和	<p>私は農業をしている者です、ATVを農業での移動車両にしたいと考え調べているうちに法整備が旧式で未熟と感じ、今回意見を申させて頂きます。</p> <p>現時点でのATVでの登録はミニカー区分50cc未満の制限になっており排気量が50cc以上のATVに関して合法とされる登録区分がありません</p> <p>ATVは四輪で主に悪路(湿地や砂利道など)を走行することを目的とした車両です。</p> <p>現状の50cc未満という厳しい規制という中で少しでもトルクを確保しようと2ストロークエンジンの使用が主流です、2ストロークエンジンは4ストロークエンジンより排気ガス、騒音、燃費を比べても劣っており現在の政府による環境保護の取り組みを反故にするものです。</p> <p>既に自動車自動二輪車では廃止され、よりトルクがある車両に関してはディーゼルエンジンを使用しております。</p> <p>このような取り組みの中、規制による弊害で時代に取り残されているのがATVです。</p> <p>ATVを生産していた国内メーカーは採算が取れず日本市場から撤退し外国のみの販売となっており、現在のミニカー登録におけるATVは、中国製と台湾製がシェアを握っております、中国製は粗悪な素材の使用、組み付け不良、粗雑な溶接、さらに排気量が50cc以上あるにも関わらず50cc未満と偽り販売しているケースが見受けられます、</p> <p>また台湾製は中国製より品質が良いが、本国が世界で最も厳しい環境規制を敷いているため2ストロークエンジンを使ったATVが徐々に生産中止に追い込まれております、このまま行けば日本に存在するATV自体がすべて中国製になる可能性もあります。</p> <p>このような中50cc以上を登録するために行政の認識不足を利用し50cc以上のATVを小型特殊自動車に登録する例も見受けられます。</p> <p>このような無法な状況の原因はすべてミニカー登録の区分にあると思います、2ストロークエンジンを規制し排気量を原動機付自転車二種相当の125cc未満に上げるべきだと私は思います。</p>	個人	国土交通省
14	27年 7月9日	27年 7月27日	理美容業の在り方に係る規制の見直しに関して	<p>平成27年：「規制改革実施計画」(平成27年6月30日 閣議決定)</p> <p>3理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し</p> <p>20 理美容業の在り方に係る規制の見直し</p> <p>に於ける要望です。今回昭和53年12月5日環指第149号を改め性別による職務範囲の規制を撤廃するということですが、理容師、美容師の資格の違いがとて分り難くなるかと思えます。</p> <p>さらに古いのですが、化粧に付随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行つてもさしつかえない。(昭和23年12月8日 衛発第382号通知)というものがあって、美容師が顔そりをしていいのかわかりませんが、さしておかないと、理容師免許、美容師免許の意味や理容所、美容所の保健所届出の意味も曖昧になると予想されます。</p> <p>今回の21理美容業の在り方に係る規制の見直し2(理容所、美容所の重複開設の容認)にも関わってくる問題ですので合わせて検討し、追加で見直していただきたいと要望します。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
15	27年 7月14日	27年 8月20日	動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和等	<p>提案の具体的内容 現在、無線設備規則及び総務省告示により、空中線電力が10mWを超える動物検知通報システムには、「キャリアセンス機能」の備付けが義務付けられているが、備付けを義務付ける空中線電力の下限値を、山間部での方位探査による動物行動調査が可能となる電力のレベル(30mW程度)まで規制緩和するため、総務省告示を改正する。</p> <p>提案理由 本県では、ニホンザルの群れ単位の被害対策やニホンジカの行動特性調査、ツキノワグマの学習放獣後の行動調査等を、野生動物の身体に発信器を装着して電波の発信源を探査することによって動物の位置を把握するシステム(150MHz帯の電波を使用する登山者等の位置検知システム。以下「動物検知通報システム」という。)を用いて行っている。</p> <p>動物検知通報システムの空中線電力は、平成20年8月に10mW以下から1W以下に引き上げられ、1W(1,000mW)まで使用できるようになったものの、10mWを超える場合は、他の無線局との混信防止のためキャリアセンス機能の搭載が義務付けられている。</p> <p>キャリアセンス機能の搭載を要しない、空中線電力が10mW以下の動物検知通報システムでは、発信される電波が微弱であり、その受信範囲が狭いため、ニホンジカやツキノワグマなど、山間部を広域に移動する野生動物の行動調査はほぼ不可能という実態がある。</p> <p>一方、動物検知通報システムで使用できるチャンネルは、5チャンネルに限定されているため、同じ山域で同じチャンネルを使用する発信器を複数の動物に装着せざるを得ない状況であり、同じ山域で複数のニホンザルの群れや複数のニホンジカ、ツキノワグマを追跡することとなるため、10mWを超える動物検知通報システムでは、キャリアセンス機能による発信停止等で、行動調査が大変困難となる恐れがある。</p> <p>そこで、山間部における野生動物の行動調査を概ね支障なく行うために、キャリアセンス機能の搭載を義務付ける空中線電力の下限値を、現在の10mWから30mW程度に引き上げる規制緩和を求めるものである。</p> <p>なお、GPS首輪を利用した調査においても、動物検知情報システムを頼りにGPS首輪を装着した動物に近接し、装着した動物から蓄積したデータのダウンロードや首輪回収のための脱落操作を行っているため、動物検知情報システムをGPS首輪で代替することはできない</p>	神奈川県	総務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
16	27年 7月14日	27年 8月20日	投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱に係る改正	<p>【具体的内容】 投資法人が税会不一致による二重課税解消手段として利益超過分配を行う場合に、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を取崩さなくて済むよう措置されたい。</p> <p>【提案理由】 平成27年度税制改正により、投資法人計算規則第2条第30号に新たに定義された「一時差異等調整引当額」を計上することにより、税会不一致金額を税法上配当と取扱われる利益超過分配とする事が認められ、「投資法人における税会不一致による二重課税の防止」の為の手当てがなされた。 しかしながら、投信法令における利益超過分配の規定では、利益を構成する任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないと解されており、任意積立金のうち、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を計上している投資法人は、当該積立金を全額取崩さなければ、利益超過分配による二重課税の解消手段を行使することができない。() 圧縮積立金は投資法人の裁量で自由に取崩すことができるものの、積立額が大きい場合は、全額取崩しを行うと当該期の分配金に与える影響が大きくなる。また、買換特例圧縮積立金は取崩し要件が対象資産の売却・除却・減価償却等に限定されており、全額取崩しのためには対象資産を売却しなければならない。よって、税会不一致が生じた場合、任意積立金を有する投資法人は、「一時差異等調整引当額」計上による二重課税の解消が事実上困難な状況である。 元来運用手法として認められている任意積立金制度を利用しているか否かによって、税会不一致による二重課税解消手段の行使の可否に差が生じている状況であることから、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を取り崩すことなく、税会不一致による二重課税解消手段を行使できるように制度改正が望まれる。 については「一時差異等調整引当額」として、税法上配当と扱われる範囲までは、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を取崩さずに利益超過分配を可能とするよう措置を求める。</p> <p>任意積立金のうち、配当準備積立金や分配準備積立金については、取崩しにより、税会不一致による二重課税額の減少効果を得ることができる。一方、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金については、取崩し額を充当しても上記の減少効果を得ることができないため、税会不一致による二重課税解消手段を行使するためには、その全額を取崩す必要がある。</p>	(一社)不動産証券化協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	27年 7月14日	27年 8月20日	運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、不動産信託受益権の売買を追加されたい。	<p>同一の投資運用業者が運用する私募不動産ファンド間、私募不動産ファンドと不動産投資法人(リート)間での物件売買(以下、両者をあわせて「ファンド間売買」という。)は、運用財産相互間取引として金融商品取引法第42条の2第2号の定めにより原則禁止されている。一方、投信法施行規則第266条の定めにより、資産運用会社が投資法人の資産運用を行う場合においては、現物不動産の売買であれば、金融商品取引業等に関する内閣府令第129条第1項第1号イに掲げる要件を充たす場合であって、且つ不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う場合には、運用財産相互間取引禁止の適用除外となっている。ただし、同条においては、不動産信託受益権の売買は適用除外とされていない。私募不動産ファンドのスキームでは、GK-TKスキームが多く採用されている関係上、その売買対象資産は現物不動産ではなく不動産信託受益権である場合が多く、特に私募不動産ファンドとリートとの間における不動産信託受益権のファンド間売買に大きなニーズがあるにも関わらず、上記の投信法施行規則第266条に定める適用除外規定では、そのニーズに対応できていないのが現状である。不動産信託受益権は現物不動産と実質的に同様の性格を有しており、また、ファンド間売買を行うことが投資家にとって最良の執行と思われる場合も存在する。こうした場合であっても、単にその資産形態が現物不動産ではなく不動産信託受益権であるがために、適用除外要件を充足できず売買取引が行えないという現在の状況は、過度な規制によって却って投資家の利益を害している場合があると考えられる。また、この問題は、単に投資運用業者とその投資家間の問題に留まらず、不動産投資市場が持続的に成長し続けることも阻害していると考えられる。よって、運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加していただきたい。このような追加規定がなされたとしても、投資運用業者は金業者として、投資家に対して既に忠実義務、善管注意義務を負っており、かつ投資家への最良執行義務を果たす必要があるため、必要かつ合理的な範囲で、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限るのであれば、これまでの投資家保護の水準と同等のレベルを確保することは可能と考える。</p>	(一社) 不動産証券化協会	金融庁